高専機構の授業料免除制度との併願について

令和2年4月より、日本学生支援機構による新しい修学支援制度による授業料減免(以下「新制度」という。)が始まりますが、本科5年生及び専攻科の学生は、経過措置として従来の高専機構による授業料免除制度(以下「旧制度」という。)にも申請することができます。

※ 旧制度は経過措置のため、今後廃止となる可能性があります。

旧制度の年収額の基準は、新制度より若干緩い(ただし、学力の基準は厳しい)ため、新制度では免除対象外の者が免除となったり、免除額が増加する場合があります。

具体的には、下のイメージ図をご覧ください。

授業料免除額イメージ図

